# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名		株式会社サン	コード	9229					
提出日	4	2025/10/20	異動(予定)日		2025/11	11/11			
独立役員届出 提出理由		2025年11月11日開催の臨時株主総会に社外取締役選任議案が付議されるため							
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

### 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)									異動内容	本人の 同意				
			加工区员	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	I	該当なし	大规门口	同意
1	山本 英博	社外取締役	0										Δ					有
2	畠 善昭	社外取締役	0													0		有
3	中西 祐一	社外取締役	0													0		有
4	中島 恵子	社外取締役	0										Δ					有
5	新 俊彦	社外取締役	0													0	新任	有

#### 3 独立役員の屋性・選任理中の説明

<u>3.</u>	<u>独立役員の属性・選仕埋田の説明</u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	山本氏は、過去において当社の取引銀行の一つである株式会社北國銀行に在籍しておりました。2025年9月30日現在、同行から借入金がありますが、当該金額は総資産の2.0%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	金融機関役員としての業界経験を通じて金融分野に関する幅広い見識と実績を有しており、当該見識や実績を活かして客観的かつ独立的な立場から職務の遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員としての基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
2	該当なし	税理士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員としての基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
3	該当なし	弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員としての基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
4	中島氏は、過去において当社の取引先であるあいわ税理士法人に在籍しておりましたが、当社の社外取締役に就任する前に同税理士法人を退職していること及び同税理士法人は当社から多額の金銭を得ている税務専門家にあたらないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	税理士としての高い専門的知見を活かし、また大手税理士法人のパートナーとして経 営活動全般に関与された豊富な経験があり、社外取締役としての職務を適切に遂行し ていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所 の定める独立役員としての基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれ がないことから、同氏を独立役員として指定しております。
5	新氏が社外取締役を務めるオージーウエルネスホールディングス株式会社の全額出資子会社であるオージー技研株式会社とは取引がありますが、当該金額は総資産の0.2%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	厚生労働省を中心に、地方自治体、環境省、内閣府などの多岐に渡る行政経験を通じて、介護・医療分野に関する幅広い見識と実績を有しており、当該見識や実績を活かして客観的かつ独立的な立場から職務の遂行が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員としての基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。

### 補足説明

当社は独立性が高く、幅広い知識と豊富な経験を持つ社外取締役を選任することにより、経営の意思決定における客観性を高めるとともに、経営の健全化と透明性の

面上を図っております。 また、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断 基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
  ※2 役員の属性についてのチェック項目
  - - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
    - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合) e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

    - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

    - T. 上場会社で主要な取引先とする者又はその業務執行者 g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 i. 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者) j. 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ) k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ) l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- 以上のa〜lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
  ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
  近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
  ※4 a〜lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
  ※5 独立役員の選任理由を記載してください。